光 循 環 組 朝 霞 和 源 合 域 処 理 施 設 整 備 • ごみ広 運営事 業 方針に関する質 問 答 施

令和5年2月10日

朝霞和光資源循環組合

朝霞和光資源循環組合ごみ広域処理施設整備・運営事業実施方針に関する質問への回答

公表図書朝霞和光資源循環組合ごみ広域処理施設整備・運営事業実施方針

公表日 令和5年1月10日(火)

意見受付期間 令和5年1月10日(火)から令和5年1月24日(火)

提出先朝霞和光資源循環組合施設課

351-0192 和光市広沢 1 番 5 号

提出方法電子メール

質問・意見数 11件

質問・意見の回答 別紙のとおり

回答公表日 令和5年2月10日(金)

〇実施方針に関する質問への回答

	ノ夫旭刀町に関りる貝向への凹合							
No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答	
1	2	第1章	1	(8)	事業者が実施する業務範囲	『…循環型社会形成推進交付金の申請や行政手続等に対して協力する…』と記載されております。この手続きで事業者に付加される具体的な内容についてご教示ください。	います。	
2	2	第1章	1	(8)	①設計・建設 業務	『イ解体工事及び汚染土壌撤去等、本施設の整備に必要な全ての工事を含む…』に関して、22頁 別表2 リスク分担表における『…設計段階/測量・地質調査リスク』欄に『組合が実施した測量・地質調査部分に関するもの…』と記載され、組合様がリスク者となっております。 拡張予定地を含めた敷地全体の解体すべき建築物、土壌汚染状況等に関する全ての資料が示されるものと考えて宜しいでしょうか。	提示できる資料を示します。	
3	2	第1章	1	(8)	①設計・建設 業務	『ウ開発行為許可申請…』の記載がありますが、都市計画法に基づく開発行為の許可は、都市計画事業に該当するため不要と考えて宜しいでしょうか。この場合、和光市まちづくり条例の開発行為等の手続きフローにおける都市計画法に基づく開発行為許可申請が不要な場合の条件に沿って手続きが必要と考えて宜しいでしょうか。	て計画決定を行う予定としておりますが、都市計画事業として実施するものではありません。 ただし、都市計画法第29条第1項第3号及び都市計画法施行令第21条第22号の規定に基づき、開発許可が不要とさ	
4	10	第2章	3	(2)	各業務を行う 者の要件	各工事に『必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること』とありますが、エネルギー回収型廃棄物処理施設とマテリアルリサイクル推進施設のプラント設備の建設工事の2つの工事を同一の企業が実施する場合、配置する監理技術者は1人で兼任としてもよろしいでしょうか。		
5	10	第2章	3	(2)	冬業務を行う	配置について、解体工事、土木建築工事、プラント工事 (エネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイ	監理技術者及び現場代理人は、建設業法に則り、各構成企業の役割に応じて適切に配置してください。ただし、現場代理人は、代表企業から配置するものとし、変更は原則認めません。	

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
6	11	第2章	3		人札参加者の	『構成市の最新の競争入札参加資格者名簿に登録されていない者』とありますが、和光市・朝霞市の両市に競争入札参加資格を有している者が、本事業に参画できるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	12	第2章	3	(4)	参加資格の確 認	入札参加資格審査書類に本事業の配置予定監理技術者の 提示は必要となりますでしょうか。また提示の必要があ る場合、入札参加申請時には監理技術者資格を有する候 補者を複数人提出させていただき、実施段階でその中か ら選任することをお認めいただけますようご検討をお願 いいたします。	また、複数人の提出を認めます。
8	22						お見込みのとおりです。 ただし、届出に必要とされる資料の作成に協力するもの とします。

〇実施方針に関する意見

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見の内容	
1	2	第1章	1	(7)		③入札公告(令和5年4月)から④入札提案書類提出(令和5年8月)までの期間が最短3か月強、最長5か月弱と想定されますが入札提案を行う期間としては大変短いかと存じます。実際の公告に際しては、上記の期間内の最大限の確保についてご配慮頂きたくお願い申し上げます。	
2	5	第1章	3	(2) ②		地元企業として、本事業に注目しているところですが実施方針では確実に地元を活用する確約がございません。「朝 霞市・和光市に本店を有する企業」が建設工事に参加できることを本事業の条件に追加して頂くようお願い致しま す。	
3	22	別紙2	リスク 分担表		物価変動リスク注2	『物価変動については、一定程度…』とありますが、昨今、急激な物価上昇により、数か月単位で価格が著しく上昇しています。ついては、物価変動に対しては、スライド条項が適応されると思慮しますが、全体スライドではなく、インフレスライドを適用いただくなど、柔軟に対応いただくことをご検討いただきたくお願いいたします。	